

コト・ツウオ村の状況

沙々木睦

第1 調査の概要

2004年8月5日午前10時から午後7時にかけて、原告代理人沙々木睦においてコト・ツウオ村の状況調査を行った。調査方法としては、まず住民同行による現地視察を行って村の状況を把握した後、集会所にて同村住民から移転経過等に関する聞き取りを行った。なお、聞き取りにあたっては坂井美穂氏が通訳を務めた。

第2 調査結果

以下、現地視察の結果とその後の聞き取り結果に分けて、調査結果を示す。

1 現地視察（ゴム園）

(1) まず、ゴム園の状況を把握するため、ABDUL KARIM,BA 氏（原告番号 E1）の所有するゴム園を見分した。同氏のゴム農園は、舗装道路で車から降りゴム農園地に入った後、約20分、雑草や灌木の中を踏み分けた、かなり奥まった場所に位置していた（写真1、2）。



写真 1



写真 2

(2) 同氏による説明は、以下のとおりである。

「移転前、政府からは2haのゴム園が与えられると約束されていたが、実際は1.8haのゴム園しか与えられなかった。また、移転前の約束では、移転時から2年後に収穫可能な状態のゴム農園を与えるということであった。しかし、実際は、確かにゴムの木が植えられていたことは植えられていたが、1haに1本程度ずつという極めて杜撰な植林状況であった。

現在、植わっているゴムの木は、移転後に政府からの支援で植えたものである。政府からの支援は、2001年から2003年まで毎年行われてきた。毎年の支援の内容は、2haにつき100万ルピアの現金と100kgの肥料であった。これに加えて、2001年には850本の苗木が与えられ、現在植わっているゴムの木はこの年に与えられた苗木が成長したものである。ちなみに、2004年分の支援は

まだ実行されていない。なお、最初から政府によって植えられていた3本のゴムの木は政府から伐採を勧められて伐採済みである。

ゴム園の土壌は砂が多くて本来、ゴム園に適していない。特に1.8haのゴム園用地のうち0.5haについては土壌が悪すぎて植林すらしていない有様である。

また、ゴムが収穫できるまで少なくともあと3年かかり、現在、ゴム園からの収穫がないことが大きな問題である。」

- (3) 実際、ゴム園を見渡してもゴムを収穫している様子はなく、収穫できるまでの成長を待っている様子が見えなかった。

また、2001年に政府からの援助によって植えたというゴムの木には生育の差があり、同じ時期に植えたにもかかわらず、直径5～6cmにしか育っていない木もあれば(写真3)、直径15cm程度にまで育っている木もあった(写真4)、これは苗木の品質の差であるとのことであった。



写真 3



写真 4

2 現地視察(家屋、生活用水、MCK)

- (1) 続いて、住民の家屋、生活用水、MCKの状況を確認する為、住宅地へ移動した。

コト・ツウオ村では、A地区、B地区、C地区の3地区に区画されているところ、C地区のSUDIRMANS氏(原告番号E1075)宅を見分した。この家屋は政府から与えられたものであるとのことであった。ここで同氏は妻であるYUSNIMAR氏(原告番号E937)と子供1人の3人で生活しているとのことであった。

建物は雨漏りがするとのこと、実際天井には雨漏りの跡が残っていたほか(写真5)、板壁にも雨が染みこんだ跡がはっきりと残っていた(写真6)。



写真 5



写真 6

特に寝室として使用されている部屋の板壁には大きな隙間が空いており、そこから雨水が浸入してくるとのことであった（写真7）。

また、床にはビニール製の敷物が敷かれていたが、その下はすぐ土となっているなど（写真8） 極めて粗末な造りの家屋であった。



写真 7



写真 8

家屋が狭かったため、SUDIRMANS 氏は100万ルピアの自費をかけて建物奥側部分を増築し、そこに台所を設置したとのことであった（写真9）。

また、政府からの約束では電気コンセントは無料で設置される上に、1年間は電気代も無料とのことであったが、実際は電気コンセントを設置するのに180万ルピアがかかり、電気代もずっと有料とのことであった。



写真 9

- (2) 家屋のそばにプラスチック製のバケツが置かれており（写真10）、そこに溜

まる雨水を飲料水として利用しているらしい。当日、水は20cmほど溜まっている状態であった。水がなくなると、0.5kmから1kmの距離にある川に行き、飲料水を確保するとのことであった。また、この川を常時浴場として利用しているとのことであった。

政府から井戸を作ると約束されていたが、井戸は備わっていなかった。

また、トイレも約束されていたが、これも備わっておらず、男女問わず、家の周辺（屋外）で用を足しているとのことであった。



写真 10

- (3) 写真 1 1 は家屋近くにある上水ポンプ跡である。一見単なるコンクリートの塊にしか見えなかったが、本来は写真 1 2 と同じ設備だったものが、今は荒廃してこのようになったらしい。

この設備は、政府が設置したもので、もともと、村内の水源地からポンプアップしていったん集められた水を各家庭に配水するための中継となる施設であり、10世帯に1つずつ置かれているという。しかし、このポンプから出てきた水は泥水で、まったく使い物にならず、今では放置されている。

- (4) 次に、A 地区に移動した。

写真 1 4 は 2002 年に政府が灌漑用水路として設置したものであるが、未だに機能していないという。

写真 1 2 , 1 3 は、上記写真 1 1 と同様の設備であり、写真 1 1 の上水ポンプ跡ももともとはこのような外観を備えていたようである。この設備は C 地区ではまったく機能していなかったが、ここでは機能しており、ここから配水される水を住民は飲用、浴用、洗濯用に利用しているとのことであった。ここにある水は、2 km ほど離れた村内の水源地からポンプアップされて貯められた水である。この水供給設備は、移転当初からあったが、最初水は出なかったという。原因は政府が造ったディーゼルが故障したからであった。それで、1～2年後に住民らが協力して自力で使用できる状態にしたとのことである。



写真 1 1



写真 1 2



写真 1 3



写真 1 4

- (5) 次に A 地区内の井戸の跡を案内された（写真 15）。この井戸は政府から与えられた井戸であるが、移転後 6 か月で水が出なくなり、今はまったく使用されていない。水は最初から濁っていたという。



写真 15

また、次に、AMRI,A 氏（原告番号 E367）宅横にある井戸を案内された（写真 16）。井戸の水は茶褐色に濁り、水面には油が浮いていた（写真 17）。この井戸は 2 世帯で浴用に使用しているが、水質が悪いため、皮膚病にかかることもあるとのことであった。



写真 16



写真 17

3 聞き取り結果

8 月 5 日午後 5 時から 6 時半まで、コト・ツウオ村集会所にて、ABDUL KARIM,BA 氏（原告番号 E1）、SAHAR 氏（原告番号 E1052）らから移転の経緯等について聞き取った内容は以下のとおりである。

「移転の話は 1989 年に村長から初めて聞いた。ただ、このときはダムが建設されるらしいという曖昧な話であった。翌年になって村長から、正式にダムが建設されることになったとの話を聞いた。そのときの説明では、移転しても財産は補償されるという話であった。

その後、移転したのは 1994 年 3 月であるが、そのとき移転に同意しなかった住民はたくさんいた。その大きな理由は、移転前であればタナウラヤットを開墾すれば土地は無限に確保できたが、移転後は土地が限られてしまうという点であった。しかし、インドネシア陸軍から強迫を受けたニニックママック（慣習法指導者）が移転に同意し、移転が決まった。もっとも、ニニックママックは政府に対し、個々

の住民の財産状況を把握していないため、住民全員が移転のプロセスに参加できるよう要求した。しかし、この要求は認められず、ニニックママックだけしか移転のプロセスに参加できなかった。

政府は、2年後には収穫可能な状態のゴム園、半恒久的家屋、設置料無料で1年間は使用料無料の電気、蛇口をひねればすぐに出てくる水道水、2世帯に1個ずつの井戸、1世帯に1個ずつのトイレを約束した。

しかし、実際はまったく違っていた。まず、ゴム園にはほとんどゴムの木が植わっていなかった。これはリアウ州の村ではみんな同じである。また、政府から与えられた家屋は、まったく半恒久的なものではなく、移転後すぐに雨漏りが始まり、床は土で、木はむきだしといった極めて粗末な造りであった。電気については、設備を設置するのに費用がかかり、電気料金も当初から有料である。電気設備設置料は、昔は16万ルピアであったが、今は180万ルピアもかかる。また、どこに家にも電気が引き込めるわけではなく、距離的に限界もある。その上、1日平均3時間は停電する。水道設備は設置されておらず、井戸、トイレについても最初から設置されていなかったり、設置されていても使用に耐えない状態である。

生活支援については、政府からはおいしい米と魚を2年間、無償で与えるとの約束で、実際、政府からは2年間、米(月10kg 但し未亡人は20kg)、魚(月5kg)、灯油(月5リットル)、食用油(月2kg)、石鹸(月3個)の配給を受けたが、いずれも質は悪く、魚は肥料にしかならなかった。

財産補償については、リアウ州の同じ補償基準がここでも採用された。それは極めて低い補償基準であった。財産目録作成の前提となる財産の測定作業に立ち会った住民もいれば立ち会えなかった住民もいる。

ABDUL KARIM,BA 氏の場合、農地を3つ所有していたにもかかわらず、このうち2つは財産目録から外れており、これらの補償を求めて、インドネシアで訴訟提起をしようと考えている。

財産目録に書かれている補償金額は確かに支払われたが、そもそも財産目録作成の前提となる測定作業に問題があり、住民の財産補填は不十分である。」

以 上